（求職活動関係役務利用費の支給申請）

第百条の八　受給資格者等は、求職活動関係役務利用費の支給を受けようとするときは、求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）支給申請書（様式第三十二号の四）に受給資格者証等及び次の各号に掲げる書類を添えて管轄公共職業安定所の長に提出しなければならない。

一　当該求職活動関係役務利用費の支給に係る保育等サービスの利用のために支払つた費用の額を証明することができる書類

二　求人者との面接等をしたこと又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講したことを証明することができる書類

三　その他職業安定局長が定める書類

2　第二十一条第一項ただし書の規定は、前項の受給資格者証等について準用する。

3　第一項の規定による求職活動関係役務利用費支給申請書の提出は、法第十五条第三項又は第四項の規定による失業の認定の対象となる日について、当該失業の認定を受ける日にしなければならない。ただし、高年齢受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者が求職活動関係役務利用費支給申請書を提出する場合にあつては、当該求職活動関係役務利用費の支給に係る保育等サービスを利用をした日の翌日から起算して四箇月以内に行うものとする。

第百一条を次のように改める。

第百一条　削除

第百一条の二に見出しとして「（法第六十条の二第一項の厚生労働大臣の指定の通知等）」を付し、同条第一項第六号中「（受講の開始に際し納付する料金をいう。以下同じ。）」を削る。

第百一条の二の六中「入学料及び受講料」を「次の各号に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

一　入学料及び受講料（短期訓練受講費の支給を受けているものを除く。）

二　次条第一号に規定する一般教育訓練の受講開始日前一年以内にキャリアコンサルタント（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の三に規定するキャリアコンサルタントをいう。以下同じ。）が行うキャリアコンサルティング（同法第二条第五項に規定するキャリアコンサルティングをいう。以下同じ。）を受けた場合は、その費用（その額が二万円を超えるときは、二万円）

第百一条の二の七第三号中「被保険者（高年齢継続被保険者）」を「一般被保険者（被保険者のうち、法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者（以下「高年齢被保険者」という。）に、」を除く。以下この節において「一般被保険者」という。）」を「以外のものをいう。以下この節において同じ。）又は高年齢被保険者」に改め、「において一般被保険者」の下に「又は高年齢被保険者」を加え、「者に限る」を「ものに限る」に改める。

第百一条の二の十一第一項第二号中「第百一条の二の六に定める費用の範囲内のもの」を「第百一条の二の六第一号に掲げる費用」に改め、同条第三号中「厚生労働大臣」を「職業安定局長」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第百一条の二の六第二号に掲げる費用の額を証明することができる書類及び当該一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとする者の就業に関する目標その他職業能力の開発及び向上に関する事項について、キャリアコンサルティングを踏まえて記載した職務経歴等記録書（職業能力開発促進法第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書をいう。以下同じ。）

第百一条の二の十一第二項中「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

第百一条の二の十二第一項中「受けようとする者」を「受けようとするもの」に、同項第一号中「キャリアコンサルティング（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二条第五項のキャリアコンサルティングをいう。以下同じ。）を行う者」を「キャリアコンサルタント」に、「書面」を「職務経歴等記録書」に改め、同項第三号中「厚生労働大臣」を「職業安定局長」に改め、同条第六項中「一般被保険者」の下に「又は高年齢被保険者」を加える。

第百一条の十一第一項中「高年齢継続被保険者」を削り、同項第四号を次のように改める。

四　期間を定めて雇用される者にあつては、次のいずれにも該当する者であること。

イ　その事業主に引き続き雇用された期間が一年以上である者

ロ　その養育する子が一歳六か月に達する日までに、その労働契約（契約が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者

第百一条の十一の二第一号中「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削る。

第百一条の十六第一項第四号を次のように改める。

四　期間を定めて雇用される者にあつては、次のいずれにも該当する者であること。

イ　その事業主に引き続き雇用された期間が一年以上である者

ロ　介護休業開始予定日から起算して九十三日を経過する日から六か月を経過する日までに、その労働契約（契約が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者

第百一条の十七中「が同居し、かつ、扶養している」を「の」に改める。

第百二条の五第二項第一号イ(2)中「高年齢継続被保険者」を削り、同項中「高年齢継続被保険者等」を「短期雇用特例被保険者等」に改め、同条第八項第一号中「高年齢継続被保険者等」を「短期雇用特例被保険者等」に改める。

第百四条第二号イ中「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改める。

第百十条第七項中「被保険者でなくなつた日（以下この号において「資格喪失日」という。）から三年以内にあり、かつ、資格喪失日の前日から起算して一年前の日から当該資格喪失日までの間に被保険者であつた期間が六箇月以上あつた者であつて、」を削る。

第百十条の三第一項第一号中「（六十五歳未満の者に限る。第百十四条第一項において同じ。）」を削る。

第百十二条第二項中「六十五歳以上の求職者、」を削る。

第百十三条第一項中「（六十五歳未満の者に限る。以下この条において同じ。）」を削る。

第百十八条の三第四項及び第八項第一号ロ中「六十五歳未満の」を削る。

第百二十五条第一項第一号リ中「六十五歳未満」を削る。

第百三十八条の三第一号中「六十五歳未満の」を削る。

第百四十四条の二第一項中「第六条第六号」を「第六条第五号」に、「、第百一条第一項」を「、第九十九条第一項、第百条の二」に、「第九十九条第一項及び第二項」を「第九十九条第一項から第三項まで」に、「、第百一条並びに」を「、第百条の四第一項、第百条の五、第百条の八第一項並びに」に改め、「及び第百一条第一項」を削る。

附則第一条の二第二項中「第百一条」を「第百条の八第一項」に改める。

附則第十七条の四の四第一項第一号中「六十五歳未満の」を削る。

附則第二十一条第三号中「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改める。

附則第二十七条第一項中「被保険者（高年齢継続被保険者」を「一般被保険者（被保険者のうち、高年齢被保険者」に、「を除く。以下この条において「一般被保険者」という。）」を「以外のものをいう。以下この条において同じ。）又は高年齢被保険者」に改め、「一般被保険者」の下に「又は高年齢被保険者」を加え、同条第四項中「一般被保険者」の下に「又は高年齢被保険者」を加える。